

道営住宅入居申込みのしおり

令和 7 年度 北海道営住宅入居者募集

伊達市内（第 1 回）

申し込む前に、このしおりを必ずお読みください

目 次

1.	募集の概要	1 項
2.	入居の申込みができる方	3 項
3.	申込みにあたっての注意事項	4 項
4.	公営住宅に入っている方の申込み	5 項
5.	申込み方法	6 項
6.	抽選について	7 項
7.	抽選率の引き上げについて	7 項
8.	当選した方の資格審査	9 項
9.	収入基準と計算方法	11 項～16 項
10.	収入分位	16 頁
11.	収入決定後の手続き	17 項
12.	入居についてのご注意	17 頁
13.	駐車場について	17 項
14.	入居後の家賃と収入申告について	18 項
15.	募集住宅一覧（設備・家賃） その他付属資料	19 頁

< 北海道営住宅胆振管理センター >

住 所 室蘭市東町 2 丁目 17 番 11 号

電 話 0143（83）7240

H P <http://www.nichido.net/>

1 募集の概要

伊達市内にある道営住宅の「空き住居」について、入居者を募集します。

(1) 募集団地について

団地名	住宅番号	所在地	間取り・階		建設年度	募集区分
舟岡	2-205	伊達市舟岡 21-67	3LDK	2F	H17 年度	一般世帯向け (単身不可)
末永中央	B-308	伊達市末永町 49-55	3LDK	3F	H14 年度	一般世帯向け (単身不可)
末永中央	C-405	伊達市末永町 49-55	3LDK	4F	H15 年度	一般世帯向け (単身不可)

◆募集団地一覧表の該当する募集区分から1戸(複数の申込みはできません)を選んで受付期間中にお申込みください。

(2) 申込書類の配布と受付

- ◆配布開始 令和7年5月1日(木)～令和7年5月14日(水)
- ◆配布場所 伊達市役所3F建設部都市住宅課住宅管理係
- ◆受付期間 令和7年5月12日(月)～令和7年5月14日(水)
- ◆受付時間 9:30 ～ 16:30
- ◆受付場所 道営住宅末永中央団地内 集会所(当日案内看板有り)
伊達市末永町 49-55 (受付場所地図の詳細は 18 ページをご覧ください)

(3) 公開抽選

- ◆抽選日時 令和7年5月21日(水) 10時
- ◆抽選会場 道営住宅末永中央団地内 集会所(当日案内看板有り)
伊達市末永町 49-55 (受付場所地図の詳細は 18 ページをご覧ください)

(4) 資格審査

抽選に当選した方について、入居資格の有無を審査します。

次の期間中に審査書類を持参提出して下さい。審査の終了後に入居を正式に決定します。

- ◇提出期間 令和7年5月21日(水) ～ 令和7年5月30日(金) (9:00～17:00)

(5) 入居日 令和7年7月1日(火) 予定

入居が決定した方には、実際に住宅に入居するまでの間に入居の手続きをしていただきます。

注 意！

入居資格審査は、申込書受付の際には行いません。抽選に当選した方に対してのみ行います。したがって、審査の結果、入居要件を満たさないと判定された場合は、当選は無効となります。入居資格の有無を確認したい方は、申込書受付のときに関係書類を提示のうえ、申し出てください。なお、当選後、審査書類の提出期日は厳守してください。期間中に提出がない場合は当選無効となる場合があります。

・提出先 北海道営住宅胆振管理センター

<申し込みから入居まで>

区 分	期 間（土・日・祝日を除く）
①入居申込書の配布	5／1（木）～5／14（水）
②入居申込受付	5／12（月）～5／14（水）
③公開抽選（当選者の決定）	5／21（水）10：00
④当選者入居資格審査（審査書類の提出）	5／21（水）～5／30（金）
・入居決定の通知	6月中旬予定
・入居手続き（請書作成、敷金入金）	決定通知日～6月下旬予定
⑤入居日（鍵渡し）	令和7年7月1日（火）予定

2 入居の申込みができる方（入居の要件）

（１）現在、住宅に困窮していることが明らかであり、かつ次の条件をすべて満たす場合に限られます。

共通申込資格

①ご家族で入居する方

※婚約中の方は「３ 申込みにあたっての注意事項」をお読みください。

※单身の方については、单身者向け住戸に空きがあった場合のみ申し込みができます。

ただし、今回の募集はありません。ご了承ください。

②入居しようとするご家族全員の収入が、北海道営住宅条例で定める基準の範囲内の方

※「８ 収入基準と計算方法」と「９ 収入分位」をお読みください。

（２）高齢者等向け住宅は空きがあった場合に次のいずれかに該当する方が申し込むことができます。

①申込者が６０歳以上の者であり、かつ同居のいずれかが６０歳以上又は１８歳未満の世帯

②申込者又は同居者のいずれかが６０歳以上の者であり、かつ同居者が申込者の配偶者のみの世帯。

③申込者又は同居者のいずれかが６０歳以上の者であり、かつ同居者が申込者の配偶者及び１８歳未満の世帯

④入居者又は同居者に障害者基本法第２条に該当する障がいのある方

（身体障害：１～４級、精神障害：１級又は２級、知的障害：重度又は中度）

⑤戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷者でその障害の程度が北海道営住宅条例施行規則で定める程度の方

⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

⑦海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方

⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律、第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

3 申し込みにあたっての注意事項

(1) 申し込みは、1世帯につき1戸に限ります。

1世帯で2戸以上の申し込みがあった場合は、不正な申し込みと見なし、募集に関するすべての資格を取り消します。

(2) 入居申込書及び証明書類などに誤り・間違いがあったとき、又は不正の事実があることが判明したときは、当選を無効とすることがあります。

(3) 入居申込書に記入していない方は入居できません。

入居するときになって同居者を変更することはできません。入居決定を取り消します。ただし、申込み後に出生した子は除きます。

(4) 持家のある方は申し込みできません。

持家を処分された方は、その事実が確認できる書面（建物登記簿謄本、売買契約書、解体工事の請負契約書など）を提出していただきます。

(5) 公営住宅にお住まいの方は申し込みできません。

ただし、風呂なしの公営住宅にお住まいの場合、申し込みを受け付けます。

(6) 結婚予定で申し込みされる方について

入居後3カ月以内に入籍し、かつ同居する方に限らせていただきます。入籍後に住民票又は戸籍謄本のいずれかを提出していただきます。

(7) 離婚予定で申込みされる方について

離婚予定で申込みされる方は、裁判所から離婚協議中を証明する書類を提出していただきます。なお、資格審査時に離婚が成立していなければ、入居する全員の収入に加えて、配偶者の所得が含まれます。

(8) 申込者及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団員である場合は、申し込みできません。

(9) 外国籍の方は、中長期在留者、又は永住者に限ります。

4 公営住宅に入居している方の申込み

既に公営住宅（道営住宅や市町村営住宅）に入居されている方は、原則申込みできません。ただし、次の要件に該当する方に限り、一般公募による申込みができます。

- （１） 現在、浴室が無い公営住宅に入居しているため、浴室がある道営住宅に申込みするとき。
- （２） 疾病等によって６ヶ月程度以上の通院加療を余儀なくされているとき。
（募集している住宅の中で、当該医療期間に最も近い道営住宅に申込みするとき）
- （３） 親等の居住地に近接する道営住宅に入居を希望するとき。
（親・祖父母・子・孫の居住地からおおむね２キロメートル以内の最も近い場所に所在する道営住宅に申込みができます）
- （４） 転勤や就職などによって他の市町村に所在する公営住宅からの入居を希望するとき
（転勤または就職などによって、現在に入居中の他の市町村に所在する公営住宅から、住み替えることが生計を維持するうえでやむを得ない場合に限られます）
- （５） 入居者の人数に応じた間取りの住宅に入居を希望するとき。

世帯人数	現在の在宅	申込できる住宅
１人以下	３ＬＤＫ以上	３ＤＫ以下
３人以下	３ＤＫ以下	３ＬＤＫ
５人以下	３ＬＤＫ以下	３ＬＤＫ以上（※３ＬＤＫ→３ＬＤＫは不可）

5 申し込み方法

「北海道営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、押印のうえ令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 5 月 14 日（水）までの受付期間中に受付会場にてお申込みください。
受付後「北海道営住宅抽選カード」に抽選番号を記入してお渡しします。

※受付時ご持参いただくもの

☆印鑑を持参してください

- ①所得のわかるもの(入居者全員の源泉徴収票等)
- ②抽選カード(お手元にある方)
- ③保険証等年齢確認のできるもの(入居者全員のもの)
- ④その他 6～8 ページを確認し該当する証明できるもの

「北海道営住宅抽選カード」をお持ちの方は、お申し込みの際に必ずご持参ください

★ 郵送による申し込み

入居申し込みにあたっては、原則持参受付としますが、遠方にお住まいの場合、あるいは持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申し込みを受け付けます。

なお、郵送による申し込みについては、令和 7 年 5 月 14 日（水）必着とし、次の事について留意してください。

※添付書類：所得のわかるもの(入居者全員)・抽選カード(お手元にある方)

保険証等年齢確認のできるもの(入居者全員) 写し

その他該当する証明できるもの写し

- (1) 申込書類に不備がある場合は受付ができません。記入漏れ、誤記、添付書類の不足等がないよう、提出前に再度内容をご確認ください。また、「北海道営住宅抽選カード」をお持ちの方は、必ず同封してください。
- (2) 申込書類に不備があった場合、記載内容を確認するため、電話によりお問い合わせをすることがあります。また、内容によっては受付会場に来ていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 受付完了後、「北海道営住宅抽選カード」に抽選番号を記入して送付しますので、返信用封筒（A4サイズの用紙が入る封筒に郵便番号、住所、氏名を記入して120円分の切手を貼付したもの）を同封してください。

なお、普通郵便以外の方法での返送を希望される場合は、追加料金分の切手を貼付してください。

- (4) 申込手続きが受付期間内に終了しない場合は無効となりますので、ご注意願います。

注 意！

申し込みのときに、確実に連絡が取れる電話番号をお知らせください。

なお、令和 7 年 5 月 30 日（金）までに連絡が取れなかった場合は（入居の意思確認ができなかった場合）辞退とみなして当選の権利は補欠者に移行します。

※応募者が1名の場合は、無抽選で当選となります。

6 抽選について

- (1) 募集戸数を上回る応募がある場合は、各団地の住戸番号ごとに公開抽選を行い、当選者を決定します。当選された方には電話連絡で入居の意志を確認します。抽選会に参加されていた方は会場にて確認します。
- (2) 抽選結果については、(株)日動ホームページ (<http://www.nichido.net/>) に当選番号を掲示します。

※抽選結果の電話でのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

7 抽選率の引き上げについて

次に該当する方は、抽選個数を多く付与し抽選確率を優遇します。

- (1) 前年度まで道営住宅の入居者募集に応募し連続して落選している方
- 毎年度、道営住宅の入居者募集に応募して、連続して落選している方について、連続落選した年度（4月から3月）ごとに抽選個数を1個ずつ付与します。
- ※申込みの無い年度があった場合は、応募が連続していませんので、それ以前の連続落選回数はすべて無効になります。
- ※連続落選回数は、申込書受付の際「北海道住宅抽選カード」で確認しますので、カードの提示が無い場合は、抽選個数の付与はできません。
- ※紛失されても抽選カードの再交付はできませんので、紛失等しないようご注意ください。
- ※北海道営住宅抽選カードを譲渡することはできません。

事 例

令和 4年度	申し込みあり	}	令和 5年度に申し込みをしていないので、令和 4年度の落選は抽選個数にカウントしません。
令和 5年度	申し込みなし		
令和 6年度	申し込みあり		
令和 7年度	今回申し込み		連続落選1回となりますので、抽選個数は1個増えて2個となります。

- (2) 特に居住の安定を図る必要がある者

次表の項目に該当される方は、該当の項目ごとに抽選個数を1個ずつ付与することができます。

母子・父子世帯、子育て世帯及び大家族世帯にあっては抽選個数を2付与する。

ただし入居申込者が同時に2以上の区分に該当する場合、それぞれの区分ごとに抽選個数を1ずつ付与する。

適用を受けたい方は、証明書類を申し込みの際に提示してください。提示のない場合は付与できません。なお、年齢は令和7年7月1日(火)(入居日予定)現在で判断します。

項目	内容	証明書類
高齢者 (60 歳以上)	○ いずれかに該当する世帯構成 ・ 申込者が 60 歳以上で同居者も 60 歳以上又は 18 歳未満であること。 ・ 同居者が申込者の配偶者のみである。又は、配偶者と 18 歳未満の者のみであること。 ・ 同居者が不在（単身者）であること。	住民票、健康保険証など年齢を証明できる書類
高齢者 (60 歳未満)	○ いずれかに該当する世帯構成 ・ 60 歳以上の配偶者のみ ・ 60 歳以上の配偶者と 18 歳未満のみ	
障がい者	○ 申込者又は同居者で次に該当する方がいる場合 ・ 1～4 級の身体障害者手帳を持っている方 ・ 1～2 級の精神障害者手帳を持っている方 ・ A 又は B の知的障害者と判定された方 ・ 戦傷病者手帳の交付を受け、国土交通省令で定める障がいの程度の方	交付を受けている手帳又は医師の判定書など
ひとり親世帯	現に扶養している子と同居するひとり親の方	戸籍謄本など、ひとり親世帯を証明できる書類 住民票、健康保険証など年齢を証明できる書類
子育て世帯	中学校就学前の子がいる方	住民票、同居する子供の健康保険証など年齢、家族構成を証明できる書類
大家族世帯	○ いずれかに該当する世帯構成 ・ 同居者が 4 名以上の方 ・ 18 歳未満の同居者が 3 名以上の方	
DV 被害者	申込者が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」第 1 条第 2 項に規定する被害者で 5 年を経過しない方	婦人相談所長の証明書又は裁判所の保護命令決定書など
犯罪被害者	申込者が「犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）」第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者の方で住居に困窮している方	犯罪被害者であることの申立書
海外引揚者	海外から日本に引揚げてきて 5 年を経過していない方	道援護事務主管課長の証明書
新婚世帯	入居者及び配偶者の年齢が合計 70 歳以下であり、かつ婚姻の届出の日から 2 年以内の方（内縁関係の方も含む）	戸籍謄本又は住民票（世帯全員のもの）又は婚姻関係を証明する書面のうち、届出等の日がわかる書類
転入世帯	現住所が伊達市以外の方	住民票など現住所を証明できる書類

8 当選された方の資格審査

当選された方は、入居資格の審査を行いますので、次の書類を令和 7 年 5 月 30 日（金）までに北海道営住宅胆振管理センターへ提出してください。

注 意！

期日までに書類の提出がない場合、または審査の結果、入居の要件を満たしていないことが判明したときは、当選は無効となります。この場合、補欠の方に当選の権利が移行します。

- (1) 入居される方全員の住民票謄本（世帯主、本籍地などを省略していないもの）
※別居中の方が同居する場合は、その方の戸籍謄本又は戸籍抄本を提出してください。
- (2) 入居される方全員の健康保険証の写し
※別居扶養者がいる場合は、その方の健康保険証の写しも提出してください。
- (3) 暴力団員であるかどうか、北海道警察本部長又は室蘭警察署長の意見を聴くことについて
の同意書 ※18歳以上70歳未満の男性が対象です。
- (4) 北海道営住宅抽選カード
- (5) 世帯全員の収入を証するもの

区 分	収入の状況	証明期間	証明内容
給 与 所得者	現在の勤務先に令和 6 年 1 月 1 日 以前から勤務している	令和 6 年 1 月 1 日 ～令和 6 年 12 月 31 日	勤務先が発行した令和 6 年分源泉徴収票 又は、令和 6 年度所得証明書
	現在の勤務先に令和 6 年 1 月 2 日 以降に勤務している	直近 12 か月又は、 申込みの前月まで	勤務先の証明した給与支給証明書（直近 12 か月又は直近月まで）
年 金 受給者	年金・恩給等で生活している	直近のもの	令和 6 年分源泉徴収票、又は直近の年金 振込通知書か令和 6 年度所得証明書
事 業 所得者	現在の事業を令和 6 年 1 月 1 日 以前から営んでいる	令和 6 年 1 月 1 日～ 令和 6 年 12 月 31 日	令和 6 年度所得証明書又は、所得税確定 申告書（控）写し
	現在の事業を令和 6 年 1 月 2 日 以降から営んでいる	起業から 12 か月又は 申込みの前月まで	事業収入申告明細書 (直近 12 か月分又は直近月まで)
無 職	令和 6 年 1 月 1 日以前から無職	令和 6 年度所得証明書	
	令和 6 年 1 月 2 日以降に無職	雇用保険受給資格者証又は、離職票、退職証明書 いずれも無い場合は、無職無収入申出書	
生活保護受給者		福祉事務所が発行する生活保護受給証明書	

※公営住宅に入居の際に審査対象となる収入とは、継続的な収入のことを指し、一時金などについては、収入とみなさない場合があります。

※道営住宅入居申込みの際、収入とはならないもの

障害年金、生活保護法による扶助費、雇用保険金、労災保険金、休業補償、親などからの仕送り、遺族年金（恩給）など

※中途就職者の場合は、年間総収入金額を推定します。

(6) その他の証明書類

区 分	証 明 書
寡婦又はひとり親世帯	戸籍謄本等
身体障害者等	交付を受けている手帳の写し又は医師の判定書
結婚予定の方	婚約証明書（証明者の住民票の添付が必要）
離婚予定の方	裁判所からの離婚協議中を証明する書類
単身世帯者	住民票謄本
内縁関係者	住民票謄本
他の公営住宅の入居者で申し込まれる方	現在居住している住宅の面積、間取り、家賃（割増の有無）、家族人数、風呂の有無などを内容とした市町村営住宅担当課の証明書

※原則、各区分に該当する方は、その右側に記載されている証明書の提出を求めますが、発行される証明書で各区分に係る事情が確認できない場合は、別に書類の提出を求める場合があります。

※ 提出いただいた申込書・確認書類はお返しできませんのでご了承ください。
また提出書類のコピーはご自身で用意願います。

9 収入基準と計算方法

以下に記載している方法により、公営住宅法に定める収入月額（政令月収）を計算します。入居資格の有無を確認する際の参考としてください。裁量階層については、11ページに記載されている「裁量世帯」をお読みください。

※ 注 意

所得者が2名以上、また「特別控除」の項目に該当する方がいる場合は、以下（1）から（3）までの表は適用となりません。この場合は、12ページ（4）に記載されている「申込家族の中に収入のある方が、2名以上いる場合、又は特別控除対象者がいる場合の収入基準を計算する方法」をご参照ください。

（1）給与所得者の場合（申込者の中で給与所得者が1人だけのときの年間総収入）

	階層	収入分位	月額所得額	申込家族数（同居しない扶養親族含む）				
			収入区分	年間総収入金額（単位：円）				
				1人（単身）	2人	3人	4人	5人
入居収入基準	一般階層	1	0	0	0	0	0	0
			～ 104,000	～ 2,043,999	～ 2,583,999	～ 3,127,999	～ 3,663,999	～ 4,135,999
		2	104,001	2,044,000	2,584,000	3,128,000	3,664,000	4,136,000
			～ 123,000	～ 2,367,999	～ 2,911,999	～ 3,451,999	～ 3,947,999	～ 4,423,999
		3	123,001	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,424,000
			～ 139,000	～ 2,643,999	～ 3,183,999	～ 3,711,999	～ 4,187,999	～ 4,663,999
		4	139,001	2,644,000	3,184,000	3,712,000	4,188,000	4,664,000
			～ 158,000	～ 2,967,999	～ 3,511,999	～ 3,995,999	～ 4,471,999	～ 4,947,999
	裁量階層	5	158,001	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000
			～ 186,000	～ 3,447,999	～ 3,943,999	～ 4,415,999	～ 4,891,999	～ 5,367,999
		6	186,001	3,448,000	3,944,000	4,416,000	4,892,000	5,368,000
			～ 214,000	～ 3,887,999	～ 4,363,999	～ 4,835,999	～ 5,311,999	～ 5,787,999

（2）年金所得者の場合（申込者の中で年金所得者が1人だけのときの年間総収入）

対象となる年金は、厚生年金、国民年金、恩給等の年金で、所得税が課税されるものが対象となります。65歳を境に所得税法上の所得への換算方法が異なるため、間違わないよう注意してください。なお、年齢については入居決定時点での年齢によりますので、今回の募集においては、令和7年7月1日（火）現在での年齢により判断してください

(2) 年金所得者の場合（申込者の中で年金所得者が1人だけのときの年間総収入）

	階 層	収入 分位	月額所得額	申込家族数（同居しない扶養親族含む）			
			収入区分	年間総収入金額（単位：円）			
				1人（単身）	2人	3人	4人
入 居 収 入 基 準 6 5 歳 未 満	一 般 階 層	1	0 ～ 104,000	0 ～ 2,164,015	0 ～ 2,670,682	0 ～ 3,177,349	0 ～ 3,684,015
			104,001 ～ 123,000	2,164,016 ～ 2,468,015	2,670,683 ～ 2,974,682	3,177,350 ～ 3,481,349	3,684,016 ～ 3,988,015
		3	123,001 ～ 139,000	2,468,016 ～ 2,724,015	2,974,683 ～ 3,230,682	3,481,350 ～ 3,737,349	3,988,016 ～ 4,227,072
			139,001 ～ 158,000	2,724,016 ～ 3,028,015	3,230,683 ～ 3,534,682	3,737,350 ～ 4,041,349	4,227,073 ～ 4,495,308
	裁 量 階 層	5	158,001 ～ 186,000	3,028,016 ～ 3,476,015	3,534,683 ～ 3,982,682	4,041,350 ～ 4,443,543	4,495,309 ～ 4,890,602
			186,001 ～ 214,000	3,476,016 ～ 3,924,015	3,982,683 ～ 4,391,778	4,443,544 ～ 4,838,837	4,890,603 ～ 5,285,896
入 居 収 入 基 準 6 5 歳 以 上	一 般 階 層	1	0 ～ 104,000	0 ～ 2,448,011	0 ～ 2,828,011	0 ～ 3,208,011	0 ～ 3,684,015
			104,001 ～ 123,000	2,448,012 ～ 2,676,011	2,828,012 ～ 3,056,011	3,208,012 ～ 3,481,349	3,684,016 ～ 3,988,015
		3	123,001 ～ 139,000	2,676,012 ～ 2,868,011	3,056,012 ～ 3,248,011	3,481,350 ～ 3,737,349	3,988,016 ～ 4,227,072
			139,001 ～ 158,000	2,868,012 ～ 3,096,011	3,248,012 ～ 3,534,682	3,737,350 ～ 4,041,349	4,227,073 ～ 4,495,308
	裁 量 階 層	5	158,001 ～ 186,000	3,096,012 ～ 3,476,015	3,534,683 ～ 3,982,682	4,041,350 ～ 4,443,543	4,495,309 ～ 4,890,602
			186,001 ～ 214,000	3,476,016 ～ 3,924,015	3,982,683 ～ 4,391,778	4,443,544 ～ 4,838,837	4,890,603 ～ 5,285,896

(3) 事業所得者の場合（申込者の中で、事業所得者が1人だけのときの年間総収入）

	階層	収入分位	月額所得額	申込家族数（同居しない扶養親族含む）				
			収入区分	年間総収入金額（単位：円）				
				1人 （単身）	2人	3人	4人	5人
入 居 収 入 基 準	一 般 階 層	1	0 ～ 104,000	0 ～ 1,248,011	0 ～ 1,628,011	0 ～ 2,008,011	0 ～ 2,388,011	0 ～ 2,768,011
		2	104,001 ～ 123,000	1,248,012 ～ 1,476,011	1,628,012 ～ 1,856,011	2,008,012 ～ 2,236,011	2,388,012 ～ 2,616,011	2,768,012 ～ 2,996,011
		3	123,001 ～ 139,000	1,476,012 ～ 1,668,011	1,856,012 ～ 2,048,011	2,236,012 ～ 2,428,011	2,616,012 ～ 2,808,011	2,996,012 ～ 3,188,011
		4	139,001 ～ 158,000	1,668,012 ～ 1,896,011	2,048,012 ～ 2,276,011	2,428,012 ～ 2,656,011	2,808,012 ～ 3,036,011	3,188,012 ～ 3,416,011
	裁 量 階 層	5	158,001 ～ 186,000	1,896,012 ～ 2,232,011	2,276,012 ～ 2,612,011	2,656,012 ～ 2,992,011	3,036,012 ～ 3,372,011	3,416,012 ～ 3,752,011
		6	186,001 ～ 214,000	2,232,012 ～ 2,568,011	2,612,012 ～ 2,948,011	2,992,012 ～ 3,328,011	3,372,012 ～ 3,708,011	3,752,012 ～ 4,088,011

「裁量階層」について

「裁量階層」とは、次のいずれかに該当する世帯のことであり、公営住宅への入居をより容易にするために、収入基準が引き上げられます。

- ①入居者又は同居者に障害者基本法第2条に該当する障がいのある方
（身体障害：1～4級、精神障害：1級又は2級、知的障害：重度又は中度）
- ②入居者本人が60歳以上で、同居者のいずれかが60歳以上又は18歳未満である方
- ③戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が北海道住宅条例施行規則で定める程度の方
- ④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑤海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑥ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑦入居時点で同居者に中学校就学前の子供がいる世帯
- ⑧入居時点で18歳未満の同居者が3名以上いる世帯
- ⑨入居者及び同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過しない新婚夫婦世帯

(4) 申込家族の中に収入のある方が、2人以上いる場合、又は特別控除対象者がいる場合の収入基準を計算する方法

＜給与所得者1人ずつの年間所得金額の算出表＞

年間総収入金額	所得金額の計算方法
550,999 円	所得は 0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(総収入金額) - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	年間総所得金額=1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	年間総所得金額=1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	年間総所得金額=1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	年間総所得金額=1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(端数整理後の総収入金額)×0.6+100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(端数整理後の総収入金額)×0.7-80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(端数整理後の総収入金額)×0.8-440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	年間税込総所得金額×0.9-1,100,000 円
8,500,000 円 以上※	年間税込総所得金額-1,950,000 円

※端数整理後の総収入金額とは、総収入金額を4000で除した答えの小数点以下を切り捨て、4000を乗じた数のこと。

＜年金所得者1人ずつの年間所得金額の算出表＞

受給者の年齢	公的年金等の総収入額	所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000 円	年間総所得金額=0 円
	1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	年間税込総受給額-1,100,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	年間税込総受給額×0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	年間税込総受給額×0.85- 685,000 円
	7,700,000 円以上	年間税込総受給額×0.95-1,455,000 円
65歳未満の方	600,000 円	年間総所得金額=0 円
	600,001 円 ～ 1,299,999 円	年間税込総受給額 - 600,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	年間税込総受給額×0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	年間税込総受給額×0.85- 685,000 円
	7,700,000 円以上	年間税込総受給額×0.95-1,455,000 円

※対象となる年金は、厚生年金、国民年金、恩給等の年金で、所得税が課税されるものです。

※年齢は、今回の募集では令和7年7月1日(火)現在での年齢により計算します。

	控除項目	控除の内容	計算方法
A	同居者控除 (別居扶養者)	入居しようとする者(本人を除く) 及び遠隔地扶養親族	1人につき38万円
B	寡婦控除	所得が500万円以下の寡婦の方	1人につき27万円 ただし、所得が27万円未満 のときはその所得金額
C	ひとり親控除	所得金額48万円以下の生計を一にする子 を有し、所得金額が500万円以下の方	35万まで(所得金額から 「A」を控除した後の残額が 35万円未満のときはその 額)
D	老人配偶者控除 老人扶養者控除	70歳以上の配偶者あるいは 老人扶養親族がいる場合	1人につき10万円
E	障がい者控除	障がい者がいる場合(身体3～6級 精神2～3級 知的中～軽度)	1人につき27万円
F	特別障がい者控除	重度の障がい者がいる場合 (身体1～2級 精神1級 知的重度)	1人につき40万円
G	特定扶養親族控除	扶養親族のうち、年齢が16歳以上 23歳未満の人がいる場合	1人につき25万円

<収入計算表>

家族の中に収入のある方が2人以上いる方、又は特別控除対象者がいる方は、上記の表から導かれた所得金額及び控除額等を次の収入計算表にあてはめ、公営住宅法に定める収入月額（政令月収）を計算してみてください。

所得（家族のうち収入のある方の収入状況）			
	総収入金額		控除後の所得
本人	円		円
同居親族	円		円
計			円・・・①
控除（家族の所得控除の状況）			
同居者	38万円×	人＝	円
別居の扶養親族	38万円×	人＝	円
老人扶養（満70歳以上）	10万円×	人＝	円
特別障がい者（1級・2級）	40万円×	人＝	円
障がい者（3級～6級）	27万円×	人＝	円
寡婦	27万円×	人＝	円
特別扶養（16歳以上23歳未満）	25万円×	人＝	円
計			円・・・②
収入月額（政令月収）（上記①及び②から算出します）			
$\left(\text{①} - \text{②} \right) \div 12 \text{ ヶ月} =$			

10 収入分位

8の「収入基準と計算方法」で求めた収入月額を次の表にあてはめ、ご自分の収入分位を確認してください。この分位を超える収入がある場合は入居できません。

区 分	収入月額（政令月収）	収入分位
一般階層	0円～104,000円	1
	104,001円～123,000円	2
	123,001円～139,000円	3
	139,001円～158,000円	4
裁量階層	158,001円～186,000円	5
	186,001円～214,000円	6

1 1 入居決定後の手続き

資格審査を経て入居できることになった方は、鍵渡日までに次の手続きを行っていただきます。

◆「北海道営住宅入居請書」の提出

◆敷金の納入（家賃2ヵ月分に相当する金額です）

※上記の手続きを終了された方は、鍵渡日に鍵をお渡ししますので、こちらの指定する入居期間に入居していただきます。なお、住宅の修繕の状況によっては、入居決定後2週間程度の期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 入居についてのご注意

（1）家賃等の支払いについて

家賃（駐車場使用料）の納付期限はその月の末日です。その月分は、その月の月末までに必ず納めてください。家賃を滞納したときは住宅を明け渡ししていただくことがあります。

なお、家賃の納付は、預金口座（北海道に本店のある金融機関及び農協に限ります）からの口座振替が便利です。希望される方は、北海道営胆振管理センターまでご連絡ください。申込用紙を送ります。

（2）団地自治会について

道営住宅は共同住宅です。共同生活を送るうえで必要なことは各団地で運営されている自治会等で皆さんの話し合いにより決めていますので、必ず協力してください。

共同階段・廊下・玄関前の清掃、除雪、草刈りなども入居者皆さんが協力して行います。

（3）共益費について

道営住宅の階段ホール、外灯、給水設備等の電気代など共同で使用する設備にかかる費用（共益費）は入居者の皆さんで負担していただきます。

（4）ペットは禁止です！！

団地内及び住戸内で、犬、猫などの動物を飼育することは絶対にやめてください。

（5）お風呂について

浴室の浴槽及び風呂釜等について、ガス会社とのリース契約が必要な団地があります。

（6）団地への引越しについて

入居は、入居指定日から10日以内に行っていただきます。10日以内に入居できない場合は届け出が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

1 3 駐車場について

（1）駐車場を整備し、駐車場管理人を設置している団地は、各住戸1台分の駐車場を有料でご用意しています。

《 団地別駐車場使用料金 》

◆舟岡団地 月額 3,740 円 ◆山下団地 月額 3,340 円

◆末永中央団地 月額 3,760 円

（2）団地によっては、既に駐車スペースがない場合もありますのでご了解下さい。

注意！

※原則、各住戸1台の駐車しか認めません。2台以上車をお持ちの場合は、駐車場を借りるなど、ご自身で確保してください。

1.4 入居後の家賃と収入申告について

(1) 入居後の家賃について

家賃は、入居者の皆さんからの「収入申告」に基づき毎年決定します。毎年7月～8月頃に申告していただき、世帯の収入と住宅の性能（利便性や住宅の規模等）を基準にして、家賃額を算定し通知します。

(2) 世帯の収入・家族構成に変更があったとき

入居中にご家族の異動（出生・転出など）又は収入のある方の収入状況に変更が生じた場合（失職、転職等）は、家賃額が変わる場合がありますので、必ず届け出てください。

特に入居した際に同居した親族以外の親族の方を新たに入居させたい場合は、必ず同居させる前に連絡してください。

(3) 必ず申告してください

年金収入など、収入額が毎年変わらない場合であっても、「収入申告書」は必ず提出してください。

収入申告書の提出がない場合は、近傍同種家賃（市場家賃）を課すことになりますのでご注意ください。近傍同種家賃（市場家賃）とは、民間家賃に準じて算出されたものをいい、原価償却費、修繕費、管理事務費等を算出したもので、その住宅の最も高い家賃です。

<家賃の算出方法>

$$A \times B \times C \times D \times E = \text{家賃}$$

A : 家賃算定基礎額 ～ 収入分位に応じて定められた額

B : 市町村立地係数 ～ 室蘭市登別市伊達市は 0.7

C : 規模係数 ～ 住宅の規模を示す係数

(65 m²を基準とし、当該住戸の専用面積を 65 m²で割った数)

D : 経過年数係数 ～ 建設から経過した年数を示す係数

(古くなるにつれて徐々に下がっていきます)

E : 利便性係数 ～ 団地の立地条件や住戸設備の利便性などを勘案して設定されます

15 募集住宅一覧（伊達）

団 地			舟岡	末永	末永
建設年度			H17 年	H14 年	H15 年
構 造 （ 階数 ）			中層耐火 （4 階）	中層耐火 （5 階）	中層耐火 （5 階）
棟			2 号棟	B 棟	C 棟
部屋番号（階）			205 （2 階）	308 （3 階）	405 （4 階）
間 取			3 L D K	3 L D K	3 L D K
面積（㎡）			約 69.4 ㎡	約 70.8 ㎡	約 70.8 ㎡
	一 般 階 層	I	20,300	22,700	22,800
		II	23,500	26,200	26,300
		III	26,800	29,900	30,000
		IV	30,300	33,700	33,900
	裁 量	V	34,600	38,600	38,700
		VI	39,900	44,500	44,700
給 湯			FF 給湯器	FF 給湯器	FF 給湯機器
給湯設置者			リース	リース	リース
熱 源			LP ガス	LP ガス	LP ガス
暖 房			F F （自主設置）	F F （自主設置）	F F （自主設置）
エレベータ			有	有	有
網 戸			自主設置	自主設置	自主設置
TV アンテナ			共同	共同	共同
募集区分			一般世帯	一般世帯	一般世帯

※ 自主設置した設備は、退去の際にすべて撤去していただきます。

※ 有料駐車場は1世帯1台の契約となっています。また消費税が引き上げされた場合は金額が変動します。

※ リース契約の金額につきましては、別途リース会社へお問い合わせください。

※ その他、個別事由で室内の一部を改変する場合は、模様替申請が必要になりますので北海道営住宅胆振管理センター迄お問い合わせください。

公募受付会場地図

- 道営住宅末永中央団地内 1 階 集会所
〒052-0021 北海道伊達市末永町 49 番地 55
電話 0143-83-7240 北海道営住宅胆振管理センター



末永団地駐車場のご利用について

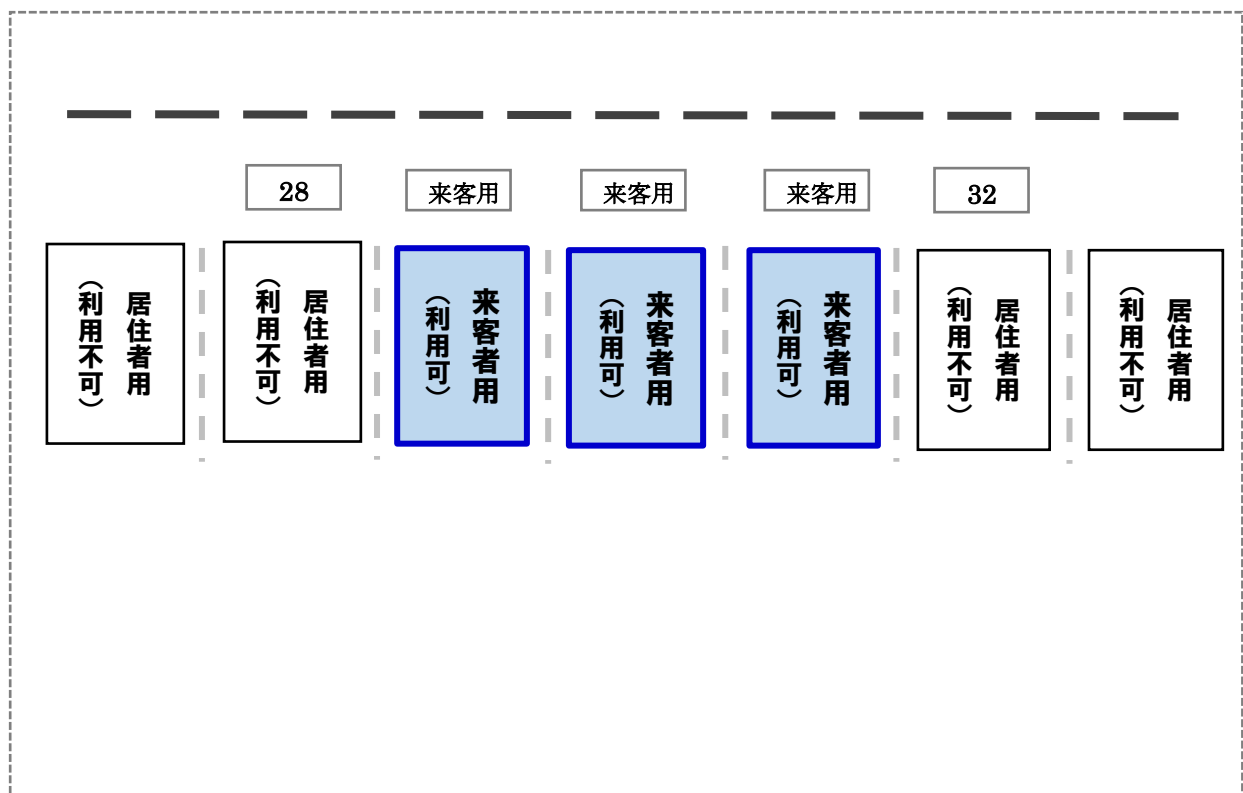
北海道営住宅 胆振管理センター

電話 0143-83-7240

敷地内の駐車場は契約者専用ですので他の区画（番号）には

絶対に駐車しないようお願いいたします。

《 駐車場MAP 》



お問い合わせ先

北海道営住宅胆振管理センター

住 所 室蘭市東町2丁目17番11号

電 話 0143(83)7240

H P <http://www.nichido.net/>

＜申込書の記入例＞

別記第1号様式（第6条関係）

北海道営住宅入居申込書									
申込者	現住所 室蘭市海岸町1丁目4番1号胆振AP302					(ふりがな) 氏 名	(いぶり たろう) 胆振 太郎		
	本籍地（国籍） 室蘭市海岸町1丁目4番1号								
	電 話（自宅） 0143-24-9903 （会社等） 0143-23-8050								
道営住宅に入居する者等	氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	年間所得		
	入居者	胆振 太郎	本人	S40・10・20	会社員		22.9	300万円	
	同居する親族	胆振 花子	妻	S35・12・21	無職	主婦	.		
		胆振 次郎	子	H6・2・22	学生	室蘭高校1年生	.		
		胆振 三郎	子	H11・12・31	学生	室蘭小学校5年生	.		
				.	.		.		
	別居扶養親族	胆振 桃子	子	H1・1・8	学生	室蘭大学3年生	.		
		胆振 梅子	母	S14・6・6	無職		.		
希望の団地等	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅・子育て世帯向け住宅							
	団地・地区名	祝津	団地	A	棟	部屋番号	999号室	階数 間取り	1階 3LDK
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない		希望する目的の住宅					
	特 殊 事 情								
摘 要									

注 太枠の部分に記入してください

＜収入計算表＞

1 所得	=	3 公営住宅法に定める収入月額
	=	
	=	
所 得 合 計		所得金額：
2 控除額		－ 控除金額：
同居・扶養控除額 380,000 円 × 人 =		収入年額：
老人扶養控除額 100,000 円 × 人 =		収入月額：
特定扶養親族控除額 250,000 円 × 人 =		
障害者控除額 270,000 円 × 人 =		4 年度入居収入基準
特別障害者控除額 400,000 円 × 人 =		円
寡婦（夫）控除額 円 × 人 =		5 入居収入基準 適合 ・ 不適合
円 × 人 =		
控 除 額 合 計		審査者名：

住宅の困窮状況

- 現在の住宅の状況

夫婦、子2人の4人世帯

申込者氏名 胆振 太郎 (印)

23

抽選番号

北海道営住宅入居申込書

申込者	現住所					(ふりがな) 氏 名	()
	本籍地（国籍）						
	電 話（自宅）（会社等）						
道営住宅に入居する者等	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	年間所得
	入居者	()	本人	・ ・		・	
	同居する親族	()		・ ・		・	
		()		・ ・		・	
		()		・ ・		・	
		()		・ ・		・	
	別居養親	()		・ ・		・	
		()		・ ・		・	
希望の団地等	住 宅 区 分		一般住宅又は特定目的住宅・子育て世帯向け住宅				
	団地・地区名		団地	棟	部屋番号	階 数 間取り	
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅				
			特殊事情				
	摘 要						

注 太枠の部分に記入してください

<収入計算表>

1 所得	=	3 公営住宅法に定める収入月額
	=	
	=	
所 得 合 計		所得金額：
2 控除額		一 控除金額：
同居・扶養控除額 380,000 円 × 人 =		収入年額：
老人扶養控除額 100,000 円 × 人 =		収入月額：
特定扶養親族控除額 250,000 円 × 人 =		
障害者控除額 270,000 円 × 人 =		4 年度入居収入基準
特別障害者控除額 400,000 円 × 人 =		円
寡婦（夫）控除額 円 × 人 =		5 入居収入基準 適合 ・ 不適合
円 × 人 =		
控 除 額 合 計		審査者名：

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○をつけてください。		
	1	現在住宅以外の建物又は場所に居住している。	
	2	保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。	
	3	他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。	
	4	住宅がないため、親族と同居することができない。	
	5	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状態にある。	
	6	自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。	
	7	住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。	
	8	収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。	
	9	その他（具体的にお書きください。）	
現在の住宅の状況	現在居住している住宅の種類		
	1 民間アパート・賃貸マンション	2 寮	3 借家・借間・下宿
	4 都市再生機構・公社住宅	5 社宅	6 公営住宅
	7 実家	8 その他（ ）	
	現在居住している住宅の間取り		
	現在居住している住宅の家賃等		
	現在居住している世帯構成		
この申込みについては、次のことを誓約します。			
1 この申込書に記載した事項は、すべて事実と相違ありません。			
2 この申請書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消しを受けても異議を申し立てません。			
3 この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。			
4 申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。			
令和 年 月 日			
北海道胆振総合振興局長 様			
申込者氏名			印

<処理欄>

	当 落	当選・落選
	団 地	
	住 戸	

